

柏リトルシニア野球協会規約

第1条 名称及び事務局

本柏シニアは、「柏リトルシニア野球協会」とし、事務局を事務局長宅に置く。

第2条 目的

本柏シニアは、指導者並びに役員、後援者そして父母が協力して野球少年のために適切な環境を提供すると共に、スポーツマン精神とフェアプレー精神を基調にし、野球と学習を両立させることをもって、普段の練習等を通じ技術の向上を養い、少年の健全育成を図ることを目的とする。

第3条 方針

本柏シニアは、硬式少年野球指導を本旨とする民間団体として、次の方針を定める。

本柏シニアは、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会関東連盟に所属し、コンプライアンスを行動指針とし、大会運営及び参加並びに連盟規約に定めた各条項を遵守する。但し、本柏シニアの運営指導等は、連盟規約に反しない限り、第2条の精神に基づき独自に定めるところに従うものとする。

第4条 構成

本柏シニアは、指導者、選手とその父母、後援者によって構成する。

第5条 組織

本柏シニアの円滑な運営を図るため次のように組織する。

(1) 役員会 (2) 指導者会 (3) 父母会

第6条 役員及び役員会

(1) 役員は、会長1名、副会長1名、会計1名、会計監査1名、審判長1名、事務局長1名、役員（若干）、事務局長補佐1名、マネージャー1名、指導者及び父母会長とする。

(2) 会長は、この会を代表し会務を統括する。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。

(4) 総監督は、副会長を補佐し、柏シニアの指導、運営を監督する。

(5) マネージャーは柏シニアでの活動を安定的に行い、発展させてい

くための業務を行う。

(6) 会計は、本柏シニアの経理事務を行う。

(7) 会計監査は、本柏シニアの経理監査を行う。

(8) 役員は、相互に補佐し柏シニアの円滑な運営を図るために協力しなければならない。

(9) 審判長は、連盟審判を兼務し厳正な試合が行われるようなルール
の設定、適用について最高責任者とする。

(10) 事務局長は、本柏シニアの運営総括責任者とする。

(11) 役員会は、必要な都度随時開催し、本柏シニアの基本方針、活動
等について審議決定を行う。

第7条 総会

本柏シニアの総会は、年1回開催する

第8条 指導者及び指導者会

(1) 指導者は、総監督、監督、ヘッドコーチ、コーチとする。

(2) 指導者の職責

本柏シニアの指導者は、少年野球にふさわしい人格と深い見識を有し、常に研鑽を怠らず、正しい指導を行わなければならない。

(3) 指導者会

随時開催し、指導上の諸問題について検討する。

父母、後援者によって構成する。

第9条 選手

本柏シニアの選手は、活動本拠地に居住する中学生で、野球を愛し、
勇気と忍耐と健康な身体をつくりあげる意志を有する者でなければならない。

活動本拠地は、柏市を原則とし、それ以外については、本人の強い入
団希望によるものとする。

第10条 父母及び父母会

(1) 本柏シニア選手の父母は、子供を指導者に任せっきりの状態にして
おいてはならない。

(2) 本柏シニアの父母は、本柏シニアの精神を認識し、常に指導者との
話し合いを持ち、柏シニアの発展と、選手の健全育成に協力しなけれ
ばならない。

(3) 父母会は、常に選手の健康管理に留意し指導者との連絡密にし、故
障、疲労等について早期に治療するなど適切な処置を取らなければ
ならない。

(4) 選手が練習等を休む時は、あらかじめ監督または事務局に連絡し許

可を得なければならない。

(5) 選手の父母は、父母会を組織し、柏シニアの運営に協力しなければならない。また、柏シニア会長が必要な場合は、父母会を開催することが出来る。

(6) 遠征時の車の提供を依頼された場合は、協力する。

第 11 条 慶事規定

会員に対する慶事金は、次の各項に定めることとし、慶事金は本会会長または、その代理者が届ける。

(1) 会員選手死亡の場合は、10,000 円を慰安金とする。

(2) 会員選手が傷病入院または長期病休した場合は、5,000 円又は相当額の見舞品を贈る。

(3) 上記以外で対外的に必要と認めたときは、会長の判断に定める。

(4) 本規定適用の為の費用は、本会の予算からとする。また、被贈者は、一切返礼をしてはならない。

第 12 条 練 習

(1) 本柏シニアの練習は、年間を通じ土曜日、日曜日、祝祭日その他指導者が必要と認めた日に行う

(2) 本柏シニアのホームグラウンドは「柏市向山グラウンド」とする。

第 13 条 試 合

(1) 試合は、連盟主催の春、夏、秋その他公式試合に参加し、練習試合は、指導者が必要と認めた時その都度行うこととする。

(2) 遠征費は、活動費より支払う。但し、不足が生じたい時は、別途徴収する。(別紙 1)

第 14 条 経 費 (運営)

本柏シニアの経費は、入会金、会費、後援会費、寄付金その他の収入をもって充当する。

第 15 条 費用関係

(1) 入会金、会費、遠征費等については別紙 1 に定める。

変更については総会の承認をもって実施する

(2) 休部した選手の会費については、「休部の願」を受領した翌月から徴収はしない。提出受領時、事情に応じて休部期間をチームより指定。指定期間内に復帰の意思の無い場合は退部扱いとする。

第 16 条 会費等の納入

- (1) 当月分の会費等の納入は、毎月 5 日に納入する。
- (2) 原則として、中途退団者の納入金は、返却しないものとする。

第 17 条 会計年度

本柏シニアの会計年度は、毎年 9 月 1 日から 8 月 31 日迄とする。

第 18 条 催 事

- (1) 合宿は、原則として年 1 回実施する。日程、場所は指導者会で別途協議する。
- (2) 合宿費用等については、父母会と協議決定する。
- (3) 入卒団式を開催する。

第 19 条 個人情報の取り扱い

本柏シニアはご提供頂いた個人情報につきまして、運営に必要な範囲で利用いたします。

また、活動風景を撮影した写真及び映像等を、柏シニアのホームページや SNS 上にてプロモーションに利用することができるものとします。その際、選手は肖像権等の使用許諾をするものとします。

第 19 条 その他

- (1) 入団希望者は、別途定める入団申込書を提出する。
- (2) 入団希望者で事情のあるものは、別途協議する。
- (3) 入団後に事情のあるものは、別途協議する。
- (4) 中途退団者は、担当指導者に理由書を提出し許可を得る。
- (5) 本会の会務執行上必要と認めた場合、会長は顧問を委託する事ができる。

以 上

平成 9 年	2 月 22 日	制定
平成 9 年	9 月 27 日	一部改定
平成 10 年	9 月 19 日	一部改定
平成 13 年	1 月 14 日	一部改定
平成 14 年	2 月 11 日	一部改定
平成 19 年	2 月 12 日	一部改定
平成 25 年	3 月 20 日	一部改定
平成 27 年	11 月 21 日	一部改定
平成 30 年	12 月 15 日	一部改定
令和 元年	9 月 28 日	一部改定
令和 7 年	9 月 28 日	一部改定

【別紙 1】

1. 費用関係 1 会費等

- | | | |
|-------------|----------|----------|
| (1) 入団金 | 10,000 円 | 入団申込書提出時 |
| (2) 選手登録費 | 2,000 円 | 毎年 4 月 |
| (3) スポーツ保険 | 800 円 | 〃 |
| (4) 施設維持管理費 | 10,000 円 | 〃 |
| (5) 会費 | 12,000 円 | 毎月 |

2. 費用関係 2 選手負担

- (1) ユニフォーム一式
- (2) ヘルメットを含む野球用品一式
バットについてはチーム共用のものがあります

3. 費用関係 3 全国大会等遠征費宿泊費

- (1) 運営スタッフ 3 名以内はチーム負担
- (2) その他（手伝いの父兄等）費用負担は参加する父兄に一任
- (3) 上記該当大会
 - ・ 春夏秋関東大会予選、本戦
 - ・ 日本選手権大会
 - ・ ジャイアンツカップ
 - ・ エイジェックカップ
 - ・ 林和男旗杯
 - ・ 東日本選抜

4. 費用関係 4 3 年生 9 月以降の会費

- (1) 会費 5000 円/月 9 月～翌年 2 月 6 ヶ月
 - ・ 野球推薦で私立高校へ進学予定の選手
 - ・ 9 月以降もグラウンドの利用を希望する選手

受験勉強等で 8 月末をもって活動を終了する選手
卒団式のみ出席の選手は会費を徴収しない。

以 上